協議第28号

介護保険事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目 22-8 介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策 定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ 運用する。
- 2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度 の翌年度に統合する。
- 3 介護保険料減免制度については、合併時に廃止する。
- 4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。
 - (1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。
 - (2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。
- 5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。

「協議第28号 介護保険事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-8 介護保険事業の取扱い				
	決定済	再提案			
調整の内容	1 及び 2略3 介護保険料減免制度については、事業のあり方について、 合併時までに調整する。4 及び 5略	1 及び 2略3 介護保険料減免制度については、 合併時に廃止する。4 及び 5略			

区分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
介護保険料減免制度	該当なし	【対象者】 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する第1号被保険者で、世帯員の収入有のに掲げる額以下で、かつ世帯員に困いること(生活に困策を活用しても生活に困除く)単身世帯 65万円2人世帯 110万円3人以以上の世帯員の人数に45万円3人以以上の世帯員の人数に45万円を額に110万円を加えた額 【減免額の割合】 介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者(老齢年金受給者等)保険料の額の3分の2介護保険活務で第38条第1項第2号に掲げる者(市町村民税非課税世帯)保険料の額の2分の1	<u>事業のあり方につい</u> て、合併時までに調整 する。	合併時に廃止する。